

# 呉市感染症予防計画について（概要）

## 1 予防計画策定の経緯

### (1) 計画策定の背景

令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」といいます。）の一部が改正されました。これにより、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）及び都道府県が定める「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」（以下「予防計画」といいます。）の記載事項を充実させるほか、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」といいます。）においても予防計画を定めるなど、感染症対策の一層の充実を図ることとなりました。

### (2) 計画の法的な位置付け

感染症法においては、国が基本指針を定めること、都道府県は基本指針に則して予防計画を、保健所設置市は基本指針及び都道府県が定める予防計画に則して予防計画を定めることなどとされており、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく呉市新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性の確保を図ります。

### (3) 計画策定の手順

県においては、既存の予防計画の時点修正を行いつつ、感染症法において追加された事項等について、基本指針等を踏まえ、保健所設置市、感染症指定医療機関、医師会などの関係機関とで新たに設置される「広島県感染症対策連携協議会」（以下「連携協議会」といいます。）で議論の上、見直しが行われました。保健所設置市である呉市においては、基本指針及び広島県の予防計画を踏まえ、呉市感染症予防計画を定めました。

## 2 呉市感染症予防計画の概要

### (1) 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間（開始から3年後に中間見直し）

### (2) 記載項目

- 1 総論
- 2 感染症対策を取り巻く現状と課題
- 3 感染症対策を推進するための基本的な施策の方向性
- 4 感染症対策を推進するための諸施策
  - ・ 感染症の発生予防・まん延防止のための施策
  - ・ 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上
  - ・ 患者の移送体制の確保及び外出自粛対象者の療養生活の環境整備
  - ・ 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上
  - ・ 感染症の予防に関する保健所の体制の確保
  - ・ 緊急時における国、県及び市町相互間の連絡・連携体制
  - ・ 感染症に関する予防啓発及び正しい知識の普及並びに患者等の人権の尊重
- 5 注視する指標一覧

参考資料 広島県感染症予防計画